

第 1035 回教育委員会 会議録

平成 28 年 12 月 26 日

14:00～14:45

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1035 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「平成29年度県立米沢工業高等学校専攻科入学者選抜第2次募集について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

それでは、報告 1-1 をご覧ください。平成29年度山形県立米沢工業高等学校専攻科の入学者選抜2次募集を来年の1月21日に実施したいということで、御報告申し上げます。

来年度の募集から定員を12名から10名にさせていただき、8月に1次試験を実施いたしました。生産情報科情報技術コース定員4名、生産システムコース定員3名、生産デザインコース3名、合計10名で募集し、8月に試験を行ったところ、情報技術コースに3名の合格者がありました。けれども、このうち2名が日本工業大学や産業技術短大に進学するというので辞退となり、現在、米沢工業専攻科に入学予定の者は1名しかいないという状況になってしまったところです。

そこで、改めて残りの定員枠、各コース3名ずつ、合計9名を再度、2次募集ということで募集をいたしまして、先ほど申し上げました1月21日に試験を実施させていただきたいという御報告でございます。

出願期間につきましては、年明け1月4日から13日正午まで、試験日が1月21日、試験内容は小論文50分と面接15分程度ということでございます。それから合格発表は1月25日水曜日の午後3時に予定しています。なお、このことは12月16日付けの県公報にすでに登載しております。

以上、御報告申し上げます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、次に、（２）「平成 29 年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（11 月末現在）について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長> それでは、報告 2-1、平成29年 3 月新規高等学校卒業予定者の就職内定状況（11月末現在）を御覧ください。

この資料は、教育庁と総務部が独自に行った調査に基づいているものです。ハローワークの紹介による就職希望者のほか、縁故、自営、公務員希望者を含んだ値となっています。

資料のとおり、就職希望者2,955名に対して11月末現在の内定者は2,573名、内定率は87.1%となりまして、5年連続で80%を超える大変良好な結果となりました。しかしながら、対前年比を御覧いただきますとマイナス0.3ポイントと、昨年よりは少し劣る数値になっておりますが、記録の残る範囲では2番目に良い数値になります。

なお、就職希望者のうち未だ内定を得られない生徒が382名おりますけれども、過日開催いたしました県高等学校就職指導連絡会議の場において、ハローワークのジョブサポーターや関係機関と連携して個別相談を実施する等、一層丁寧な進路指導に努め、内定に結びつけることを確認したところです。

今後も雇用状況を注視しながら、学校と関連機関との情報共有や連携を強化して、一人でも多くの就職希望者が内定を得られるよう、一層指導に努めてまいります。

以上、報告でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、次に、（３）「平成 28 年度山形県教育委員会ストレスチェック制度の実施について」、福利課長より報告願います。

<福利課長> 資料を御覧いただきたいと存じます。

ストレスチェック実施の背景につきましては、最初に書いておりますが、労働安全衛生法が昨年度改正施行され、医師保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査、これをストレスチェックと言いますが、医師の面接指導を実施することが、50人以上の事業場の事業者の義務となっております。それを受けて本教育委員会でも実施したということです。

ストレスチェック制度の実施の目的ですが、3つございまして、1つ目は職員自身のストレスへの気付きを促す、2つ目がストレスの原因となる職場環境の改善につなげる、3つ目が職員のメンタルヘルス不調の未然防止を図る、という目的で実施するものでございます。

実施の方法は、職員が基本的に個人のパソコンで 57 項目の質問に答える形です。本年度はシステムの構築関係で若干遅れ、実施期間は 11

月 15 日から 28 日までの 2 週間でしたが、来年度以降は 9 月頃の実施で考えております。

実施対象者ですが、教育庁本庁、教育事務所、教育センター等の教育機関、県立高校、特別支援学校の教職員、3,940 名で、そのうち実施者数は 2,640 人ということで、67.0%の実施率となっております。この実施者のうち、高ストレスと判断された者は 219 名ということで、全体の 8.3%となっております。これにつきましては、厚生労働省のほうで見込みを出しております、10%くらいではないかということでしたので、それと比べると若干低い結果となっております。

6 の集計分析結果ですが、報告 3-2 をご覧ください。一番上が実施の詳細でございます。資料の中段にストレス判定のグラフがあり、下段に表がありますけれども、真ん中の欄にある「平均点数」中、仕事の量的負荷、それからコントロール、上司の支援、同僚の支援について、先ほど説明した 57 項目の回答を数値化し、それでもって判断するということです。全国平均が茶色のひし形の欄、県教育委員会全体の平均が緑色の四角、また、①本庁、教育事務所、教育センター、②教育機関、③県立学校と分けてグラフに落とし込んだものが資料中段のグラフになります。グラフの内側が少し背景色が濃くなっていますが、濃い方向に向かってストレス度が強くなっているという意味です。逆に背景色が薄い方に行くほどストレス度は低いということなのです。

左側のグラフを御覧いただくと、②がいちばん背景色が薄い方にあるということで、3 つの中でいちばんストレスが低いということなのです。また、右側のグラフは支援関係、同僚や上司の支援ですが、①の本庁・教育事務所等が最もストレスが低いということになっています。つまり支援が強い、と読み取れるかと思えます。こうしたグラフが所属ごとありますので、各所属に配付して活用いただくこととしています。

また、下段の表の一番右側に「健康リスク」という項目がありますが、数値化したものをストレスの反応や疾病の危険度などを考慮して要コントロールの指標、職場支援の判定の指標など、全国平均を 100 にして数値化したものです。仕事の量の判定は県教育委員会全体で 102 ということで若干全国平均を上回っているという状況です。職場の支援判定については 89 ということで、11 ポイントほど全国平均よりストレスが少ないという状況です。それぞれこのような数字になっています。

報告 3-1 に戻っていただき、ストレスチェック実施後の対応ですが、高ストレスと判定された者に対する対応として、医師の面接指導の実施、これは法律で決められたものでございます。「高ストレスと判定され、職員が申し出た場合」とあるように、これは申出制ですが、産業医との面接指導を実施します。面接指導を行った医師は、就業上の措置が必要と判断した場合、所属長が必要な措置を講ずることになります。また、申し出がなかった者については、福利課に保健師がいますので、保健師がメールで相談に応じたりします。また③ですが、既存の共済組合のメンタルヘルスの相談窓口がありますので、そちらの紹介等を行ってセルフケアに努めていただくということになります。

職場環境の改善につなげる対応ですが、受検者 10 名以上の所属には分析結果を提供しますので、各所属では全体の中でのその所属の位置が分かるので、参考にさせていただき、職場環境の改善につなげていただきたいと思います。

最後に、市町村立小中学校についてですが、こちらは事業者が市町村教育委員会になっています。ですので、市町村教育委員会の方で実施するよう働きかけてまいりましたけれども、先ほど申し上げましたように、50 人以上の職員がいる事業所が義務で、そうでない事業所は当面努力義務にとどまっていることから、全市町村の実施には至っていない状況です。今年 8 月、県内各市町村を調査したところ、20 市町村で今年度実施する予定ということでしたので、引き続き調査を行い、取組みの重要性を伝えて多くの市町村で実施していただくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<森岡委員>

実施者数のところの実施率 67%というのは、50 人以上の事業所についての割合でしょうか。

<福利課長>

県教育委員会については、50 人以上・以下に関わらず、全事業所・全学校・全事務所で実施しています。それでこの率が高いのか低いのかということですが、参考までに知事部局の数字が 72.9%ということで、初年度ということもあり、広報に務めたもののこのような結果となったところですので、来年度以降さらに受検いただくよう努めていきたいと考えています。

<武田委員>

忙しい職場がストレスチェックできないということになりかねないのですよね。

<福利課長>

そうですね。

<武田委員>

そうすると、まずは実施率を上げることが大事になるということでしょうか。時間はどのくらいかかるのでしょうか。10 分、それとも 15 分くらいでしょうか。

<福利課長>

かかっても 10 分くらいです。パソコンで簡単にできると思います。

<廣瀬教育長>

他になければ、次に、(4)「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」、スポーツ保健課長より報告願います。

<スポーツ保健課長>

それでは私の方から、平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について御報告させていただきます。

この調査につきましては、平成 20 年度から実施されておまして、子どもの体力・運動能力の状況を把握・分析するため、小学校 5 年生及び中学校 2 年生を対象に、スポーツ庁が実施している調査です。今年度の対象につきましては、小学校 255 校で 8,914 名、中学校 98 校で 9,582 名という調査対象でした。

次に、体力・運動能力調査結果を御覧いただきたいと思えます。まず(1)の体力合計点ですが、合計点につきましては、(2)の種目別結果に掲げてあります種目ですが、中ほどにあります持久走と 20 メートルシャトルランについては、どちらかを選択して持久力を計っているものです。この 8 種目をそれぞれ点数化しまして、その合計点を体力合計点としております。

この合計点の状況を見ますと、小学校男子につきましては、全国を下回るという結果でしたが、小学校女子及び中学校男女とも、全国平均を上回ったという状況です。また、数値に関して申し上げますと、前年度と比較しましてすべての対象年代で記録値が上回っています。

次に、(2) 種目別結果です。こちらはプラス、マイナスで表しておりますが、全国平均を上回った種目はプラス、全国平均を下回った種目はマイナスで表示しております。

これを見ていただきますと、上体起こしにつきましては、対象年代全てにおいて全国平均を下回りました。数値的にはそれほど全国と差はないのですが、結果的に下回ったということです。また、握力、20 メートルシャトルラン、ボール投げにつきましては、全ての年代で全国平均を上回ったという結果です。本県の長年の課題としておりました 50 メートル走につきましては、中学校男子及び女子において全国平均を上回るという結果になりまして、徐々にではありますが改善傾向が見られ始めてきたものと分析しているところです。

次に 3 の運動習慣、運動やスポーツに関する意識調査結果を御覧ください。本県児童生徒の運動習慣の状況を全国と比較してみますと、運動部やスポーツクラブへの加入率につきましては概ね高いものの、体育授業を除いた 1 週間の総運動時間を見ても、中学校 2 年生女子を除いては、全国平均と比べて非常に短い傾向になっております。

また、運動やスポーツに関する意識につきましては、運動が好き又は体育が楽しいと感じている子どもの割合は、全国と比較しても比較的高い状況が見られております。授業もそのような形で進められてきているということが分析されます。

県教育委員会といたしましては、この度の結果を踏まえて、平成 26 年から立ち上げております、山形大学、県体育協会と連携して行う「子どもの体力向上支援委員会」、コンソーシアムの形でございますが、そこでこの調査結果の内容を多面的に分析しながら、これまでの施策の成果と課題について検証してまいりたいと考えております。

さらに「体力向上対策会議」ということで、内陸と庄内で開催されているところですが、体力向上対策会議を開催しながら、市町村と各学校において現状と課題を共有しまして、児童生徒の運動習慣の改善に取り

組むなど、更なる体力向上に取り組んでまいりたいと考えているところ
です。

以上が調査結果の概要です。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、次に（５）、「平成 28 年度「未来に伝える山形の宝」登録
について」、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長>

それでは報告の（５）平成 28 年度「未来に伝える山形の宝」登録に
ついて御報告いたします。

「未来に伝える山形の宝」登録制度は、文化財の指定・未指定に関わ
らず、また有形・無形に関わらず、複数の文化財を一つのテーマで結び
付け、「山形の宝」と位置付けまして、次の世代に引き継いでいくとい
うことを目的としております。登録制度が発足して 3 年が経過していま
すが、今回 3 件登録ということですが、

それぞれの地域において自主的に行われているものでして、1 のとこ
ろに書いてありますが、1 つは「最上川が運んだ文化と黒堀の豪農屋敷
群（黒堀のまちなみ保存活用協議会 中山町）」ということで、県の指定
有形文化財「柏倉家住宅」を中心としまして、黒堀と歴史的建造物が一
体となった美しい景観を形成しております。その景観、屋敷の中にある
ひな人形等の文化を、協議会で後世に伝えていく取り組みです。

次に「出羽三山信仰に育まれた歴史と文化の里 岩根沢（岩根沢地域
づくり協議会 西川町）」です。岩根沢は出羽三山参詣の要所として栄
えた集落でして、神社社殿を中心としまして岩根沢太々神楽や宿坊での
取り組みが行われているところです。そういった文化を地区民一体となっ
て次世代に引き継いでいく取り組みです。

3 つ目は「黒沢峠敷石道を未来へ（黒沢峠敷石道保存会 小国町）」
です。米沢街道・十三峠の一つ黒沢峠について、悪路の解消を図った敷
石道の姿を復活させまして、現在取り組みが進められておりますが、その
敷石道を中心とした景観とこの地の歴史を後世に引き継いでいく取組
みを行うものです。

重点テーマは最上川に関係するもの、推奨テーマはそれ以外のものと
いうことで区分けをしております。今回のこの登録で、19 件から 22 件
ということで、この件数も順調に増加しておりまして、各地域で文化財
を活かした取り組みが広がっております。

登録団体の取り組みに対しましては、構成文化財の保存・活用に対する
支援ということで、ハード、ソフト、情報発信、交流拡大に対する支援
等含めまして、行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、次に、(6)「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産登録について、文化財・生涯学習課長より報告願います。

<文化財・生涯学習課長>

報告させていただきます。

御案内のとおり、ユネスコ無形文化遺産は政府間委員会で決定される無形のもの、世界遺産というものは世界遺産委員会で決定される有形のものでして、世界でその価値が認められたということについては、有形・無形の別はありますけれど、同じ価値があるものです。

ユネスコ無形文化遺産の登録に関しまして、新庄まつりの屋台行事を含む「山・鉾・屋台行事」につきましては、全国で33件ありますけれども、これが今年10月31日に政府間委員会の評価機関で記載の勧告を受けまして、その後12月1日にユネスコの政府間委員会で審査されまして、登録の決定がなされたということです。

経過については報告6-1に記載がありますが、報告6-3に、今回の新庄まつりを含めた全国の33件の一覧が記載されております。当初、平成21年に「日立風流物」と「京都祇園祭の山鉾行事」が登録されておりましたが、今回一度取下げをしまして、改めて33件で再修正して登録されたという経過になっております。

新庄まつりの概要につきましては、報告6-4に記載しております。江戸時代の新庄藩主の声がけから始まったということで、伝統あるお祭りであります。

この新庄まつりの登録を契機としまして、本県の宝ということでこれから各種媒体を活用してPRに努めていくとともに、県内では最上総合支庁、新庄市などの取組みと連携、協力してまいりたいと思っております。また新庄まつりについては、これ自体が国の重要無形文化財でもありますので、保存、修理、伝承、上演機会の確保など、必要な場合はソフト、ハードの支援策として、現在ある制度を活用して支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣瀬教育長>

議第1号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。

<総務課教職員室長>

それでは、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の概要について説明させていただきます。

1-24を御覧ください。

規則改正の議案の説明に先立ちまして、条例改正の概要について御説

明します。1の条例改正の概要(1)改正理由にありますとおり、国家公務員について法律の改正により、介護休暇の分割取得、介護時間の新設等がなされました。本県の対応としましては、平成28年10月の県人事委員会報告において、国に準じた対応を行う必要があると言及されたことを踏まえ、国家公務員の措置に準じた対応を行うため、県立学校職員、市町村立学校職員も含め、知事部局において12月県議会で一括して条例の改正を行ったところです。

条例案の作成につきましては、議会への提案前に、11月21日付けで知事から意見を求められ、11月24日の教育委員会において御審議いただいたところです。

条例の改正内容については、(2)改正内容にありますとおり、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正として、アの介護を行う学校職員の時間外勤務の免除については、新たに介護を行う学校職員が請求した場合に、時間外勤務を免除するものです。イの介護休暇の分割については、現行の介護休暇制度は取得開始日から連続する6月の期間内でしか取得できないところ、3回以下かつ合計6月以下の範囲内で取得できるようにするものです。ウの介護時間の新設については、連続する3年以下で1日につき2時間以内で勤務しないことを承認できる無給の制度を新設するものとなります。

1-25を御覧ください。②として、県立学校勤務時間条例の一部改正に伴い、これを準用する市町村立学校勤務時間条例についても規定の整備を行っております。

続きまして、2の規則改正の概要について御説明します。(1)改正理由にありますとおり、ただ今御説明した条例の改正に伴い、具体的な申請、承認手続きや申請様式等について規定するため、人事委員会規則が改正されることを受け、その内容に準じて、県立学校勤務時間条例施行規則等について所要の規定の整備を行うものです。

施行期日は、条例の施行期日と同じく平成29年1月1日としております。

以上、議案について御審議のほど、よろしく申し上げます。

<廣瀬教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<山川委員>

現行では、介護休暇はどのくらいの方が取られているのでしょうか。

<総務課教職員室長>

昨年度の数字ですが、全校種で18名、内訳は小学校が7名、中学校が6名、高等学校が3名、特別支援学校が2名の方が介護休暇を取得しております。

内訳といたしましては、40代から50代の女性が大半を占めている状況です。介護を要する家族等につきましては、高齢の親、病気や障害を抱えた配偶者・子など、様々なケースがあります。

<森岡委員>

実際の管理が非常に複雑化するような気がするのですが、現実的にど

のような管理方法でしょうか。全部手でやっていくのでしょうか。

<総務課教職員室長>

手とシステムの両方を使っています。県立学校につきましては、教職員室で学校と共に管理をしていますし、市町村立学校につきましては、市町村教育委員会並びに教育事務所、そして教職員室で管理をしているところです。

<廣瀬教育長>

ノウハウとしては育児休暇と同じですね。

<総務課教職員室長>

はい、そうです。

<廣瀬教育長>

ほかになれば、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次の議第2号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第2号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長>

これで、第1035回教育委員会を閉会いたします。